

# 令和8年度 ひがし北海道エリアにおける 高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 公募要領

## 1. 業務名

令和8年度 ひがし北海道エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業

## 2. 業務目的

知床世界自然遺産をはじめ、知床・阿寒摩周・釧路湿原の三つの国立公園を抱える「ひがし北海道」エリアは、希少な野生動植物が生息し、日本で唯一流氷が観測される等、世界的にも類まれな自然環境と地域固有の文化を有している。

これまでの取組により、高付加価値旅行者をターゲットとしたブランドコンセプトおよび顧客像の検証が進み、オーセンティックな体験を求める高付加価値旅行者に対応した観光地づくりや誘客プロモーション等、いわゆる「ウリ、ヤド、ヒト、アシ、コネ」の各種課題の解決に取り組む方向性が見えてきた。

本業務は、これらの成果を踏まえ、ブランドコンセプトを具現化する施設・アクティビティを含んだプロトタイプツアーの磨き上げ、ターゲット目線での検証、ターゲット誘客に繋がる媒体・エージェント等との関係構築を行い、観光消費額の拡大と地域経済の活性化を図り、持続的な地域経営へ繋げることを目的として実施する。

## 3. 業務概要

本業務は、次に掲げる施策を中心に実施する。各施策の詳細内容、成果物、その他の具体的な要件については、別に定める公募説明書による。

- ・ブランディング・販路の確立に向けた高付加価値旅行市場への販売強化とマーケットイン目線での磨き上げ
- ・ブランドコンセプトを体現するウリ・ヤドの整備(連携強化・ルール整備)
- ・観光関係人材の育成
- ・二次交通の整備(推進体制の構築)
- ・持続可能な観光地経営を行う体制の構築
- ・プロジェクトマネジメント
- ・推進体制(各エリアの主体含む)の支援

なお、本業務は、施設の新設・改修等のハード整備を行うものではなく、既存・計画中施設との連携、運営・体験設計、ルール整備、人材育成等を中心としたソフト事業を対象とす

る。

#### 4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとする。

ただし、各種調査事業の履行期限は令和9年2月19日(金)とし、各種調査事業の成果物提出期限は令和9年2月26日(金)とする。

#### 5. 予算上限額

企画提案上限額は、45,340,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。)とする。

施策ごとの予算上限額は、別に定める公募説明書に示すとおりとする。

当該金額は企画提案公募に当たり設定した上限額であり、実際の支払は業務完了後の清算払いとする。

#### 6. 参加資格

応募者は、単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。コンソーシアムの場合には、様式②(コンソーシアム協定書)を提出すること。

応募者(コンソーシアムの場合は構成員全員)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 会社法その他関係法令に基づき適法に設立された法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
- (2) 国の競争参加資格を有していること、又はこれと同等の資格要件として、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国及び当法人がマネジメントするエリアに含まれる地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法令その他関係法令に違反する者でなく、かつ、当法人がマネジメントするエリアに含まれる地方公共団体の暴力団排除条例等に規定する排除対象者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本業務を遂行するために必要な専門性及び実績を有すること。
- (7) 本業務の遂行に当たり必要な許認可、資格等(旅行業登録等)を有すること。
- (8) 提案事項を的確に実施する能力及び成果物の品質管理能力を有すること。
- (9) 当法人が必要と判断する際に、当法人と業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができること。
- (10) 応募者は、単独企業、団体又はコンソーシアムの構成員として参加する場合を問わ

ず、同一の者が本企画競争に重複して参加するものでないこと。

(11) 公募の公平性を害するおそれのある利害関係を有しないこと。

(12) その他、当法人が本業務の履行に支障がないと認める者であること。

## 7. 応募方法等

### (1) 応募書類

応募者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 企画提案書

イ 見積書(参考見積)

ウ 会社概要

エ 事業実績(過去3年以内の本業務と同種かつ同程度の規模の受託実績)

オ 誓約書(様式①)を提出すること。

カ コンソーシアムとして応募する場合は、コンソーシアム協定書(様式②)を提出する事。

### (2) 企画提案書の体裁

企画提案書は任意様式とするが、提案内容が簡潔かつ明瞭に把握できるよう作成し、少なくとも次に掲げる事項が確認できる内容とすること。

ア 業務目的及び課題認識に対する理解

イ 実施方針及び企画提案の基本的考え方

ウ 業務実施体制及び責任者配置

エ 事業全体のスケジュール

オ 類似業務実績

カ 見積の考え方及び積算内訳

企画提案書の規格は、日本産業規格 A4 縦版、横書き、左綴を基本とする。

提出された企画提案書は返却しない。

### (3) 提出方法

電子メールによる送付、持参又は郵送のいずれかによる。

電子メールの件名の冒頭に「【ひがし北海道モデル事業】(申請者名)」を付記すること。

電子メールの場合、データ容量は原則として 6MB 未満とし、これを超える場合は送信前に問合せ先へ電話連絡すること。送信後、送信した旨を担当者に電話連絡すること。

持参又は郵送の場合は 3 部を提出すること。

提出先は後記 12 に掲げる住所・電子メールまに送付すること。

### (4) 提出期限

令和 8 年 6 月 10 日(水)17 時 00 分必着

本期限までに当法人が受領したものを有効として取り扱う。一度提出したものを差し替える場合も本期限までに再提出すること。

### (5) 質問受付期間

令和8年5月22日(金)から令和8年6月9日(火)17時00分までとし、後記12に掲げる問合せ先まで電子メールにより提出すること。

(6) 受領確認等

電子メールによる提出の場合、当法人から受信確認のメールを送付する。受信確認のメールが届かない場合を除き、書類の受領確認のために当法人へ電話等により照会することは控えること。

提出不備及び追加資料提出等の対応を求める場合、当法人から対象となる申請者へ別途連絡する。

(7) 結果通知

審査結果は、令和8年6月19日(金)までに電子メールにて全申請者に通知する。

## 8. 審査方法

(1) 審査体制

審査は、当法人が設置する企画競争選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。選定委員会は、3名以上の委員により構成する。

選定委員会の委員は、応募者との間に利害関係がある場合又は審査の公平性に疑義を生じさせるおそれがある場合は、当該審査に関与しない。

(2) 審査の方法

審査は、提出された書類による書面審査とし、ヒアリングは実施しない。

応募者が1者のみである場合であっても審査を実施する。

(3) 評価項目及び配点

各委員は、企画提案書について、次の評価項目ごとに1点から10点までの間で評価点を付すものとする。

評価項目	評価の観点	配点
業務遂行能力	高付加価値旅行に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。	10点
事業内容の目的適合性	事業内容を十分理解し、公募説明書に沿った提案内容になっているか。市場やチャネルの特性を的確に捉え、ブランドコンセプト実現に繋がる企画提案がなされているか。事業遂行に必要な人的ネットワークや協力体制、リソースが確保されているか。適切な予算配分によりアウトプットが担保され、アウトカムが期待できる事業内容となっているか。	10点
実現性	事業の組み立てやスケジュールに具体性があり、指示内容が確実に実施されるようになっているか。	10点
経済合理性	費用対効果が高い提案となっているか。	10点
合計		40点

#### (4) 受託候補者の選定

次の各号のいずれにも該当する応募者のうち、各委員による評価点の合計の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。

ア 各委員による評価点の合計の平均点が 25 点以上であること

イ 各評価項目において最低基準点(各項目の配点の 50%、すなわち 5 点)を下回る評価点が付されていないこと

最高得点者が複数の場合は、選定委員会において協議の上、受託候補者を決定する。

受託候補者を特定できない場合(該当者がいない場合を含む。)は、再公募又は当該手続の中止を行うことができる。

### 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限、提出方法、その他本要領の条件に適合しない場合
- (4) 企画提案上限額を超過した場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

申請書類等に虚偽が認められた場合は、採択後であっても採択を取り消し、又は経費の全部、若しくは一部を支払わないことがある。

### 10. 契約に関する事項

- (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

- (2) 契約形態

受託者選定後の契約は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」の事務局を運営する株式会社オリコムとの 3 者契約とし、支払いは、株式会社オリコムから業務完了後の清算払いにより行うこととする。

受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

- (3) 再委託

本委託業務の主たる部分(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を第三者に再委託することはできない。

業務の主たる部分及び軽微な業務を除く業務について第三者に再委託しようとする場合は、あらかじめ書面により当法人の承諾を得なければならない。軽微な業務(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・

文献購入、消耗品購入、会場借上等)については、承諾を要しない。

再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲及び再委託予定金額を見積書に明記すること。

## 11. その他

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て観光庁に帰属するものとし、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 本委託業務の履行により知り得た秘密情報については、第三者に漏えいしてはならない。本業務終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (5) 応募者又は採択後の実証事業実施者が、本事業に係る経費を自社又は関連会社等に支出する場合には、当該支出に内包される利益等を排除し、合理的な根拠に基づく原価等により経費計上を行うものとする。また、当該経費の妥当性を確認するため、必要に応じて見積書、原価計算資料、契約関係書類、その他の証憑書類の提出を求めることがある。
- (6) 本要領に定めのないものについては、当法人の指示によるものとする。

## 12. 問合せ先

一般社団法人ひがし北海道自然美への道 DMO

〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6-20

担当：阿部

電話：0154-67-3200

電子メール：abe@ehdmo.com